

議案第 12 号

東広島市児童青少年センター設置及び管理条例施行規則の一部改正について

東広島市児童青少年センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

令和 8 年 7 月 1 日提出

東広島市教育委員会

教育長 市 場 一 也

1 提案理由

条文の表現を整理し、規定内容をより明確にするため、この議案を提出するものである。

2 改正案

別紙のとおり。

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）

第 15 条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市児童青少年センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 日

東広島市教育委員会
教育長 市 場 一 也

東広島市児童青少年センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

東広島市児童青少年センター設置及び管理条例施行規則（平成 1 3 年東広島市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（休館日） 第 3 条 児童青少年センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。 <u>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日</u> <u>(2) 略</u> <u>(3) 日曜日及び土曜日（東広島市第 2 児童青少年センターに限る。）</u>	（休館日） 第 3 条 児童青少年センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。 <u>(1) 第 2 児童青少年センターにあたっては、土曜日と日曜日</u> <u>(2) 祝日法に規定する休日</u> <u>(3) 略</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。